

平成30年度市政モニター

モニターの声一覧

(平成30年10月～平成31年3月分)

No	内 容	ページ
1	助成制度の周知について	1
2	防災無線放送の運用の工夫（隣接自治体間）について	2
3	歩道の整備について	3
4	小美玉市不用自転車の有効活用について	4
5	隣接自治体での火災に対する小美玉市サイドでの取り組みについて	5～6
6	住宅地域内における積極的低速走行制御について	7～8
7	納場小学校の信号機移設について	9
8	少額還付金の任意寄付制度について	10
9	市役所における外国語対応能力の現状と今後について	11～12

(件名) No. 1 小美玉市助成制度の周知について

【現状】

何が（誰が）	小美玉市助成制度
どうなっているか	助成制度一覧を見ると、たくさんの助成、支援制度がある。 しかし、あまり知られていない。利用されていない制度があるのではないか。
補足 詳細 備考	広報、お知らせ版

【改善案】

特に高齢者介護に関する支援や、障害に関する支援等は必要な人が、積極的に利用できる状況にないかもしれません。でも、そういう必要な人にこそ、情報が届くようにそして利用してもらえるように努めていただきたいと思う。

- ・民生委員や区長の仕事として積極的に周知する仕組みを作ってもらえるのはどうか。
- ・広報紙だけでは不十分なので、ホームページ等でも詳しい情報を掲載して方がよいと思う。
- ・一覧表の全戸配布などは周知するためには効果的と思われる。

(回答)

このたび、貴重なご意見をいただきありがとうございます。

小美玉市の助成制度の周知につきましては、行政区長へ周知するとともに、市ホームページ（くらしの情報→市政情報→助成制度）へ各部署における52の助成制度の詳細を掲載しております。

今後、市ホームページへの掲載について、ホームページ内のトップページにある「お知らせ欄」や「メール配信サービス」によりご案内するよう、掲載方法を改善してまいります。また全世帯に対しましては、市広報紙へ助成制度一覧表を掲載するなど、ご提案に沿ったかたちで広く市民の皆様に周知できるよう努めてまいります。

回答部署【市民協働課】

(件名) No. 2 防災無線放送の運用の工夫（隣接自治体間）について

【現状】

いつ	特に今夏
どこで	隣接自治体周辺部での防災無線放送
何が（誰が）	隣接自治体の放送と重なることが今夏は特に多かった。
どうなっているか	内容的には、熱中症対策を呼びかけるものだったが、両方の自治体での放送がほとんど同時になされ、結果として、何を言っているのか全くわからない状態に。
補足 詳細 備考	単に放送すればよいというものではなく、その内容が住民に伝わらなければ、全く無意味なことに。

【改善案】

時報や、時刻を知らせるチャイムなどは、同時に（特定時刻に）なされても、問題は生じないが、言葉で伝えるもの場合は、【特に緊急を要するものを除けば（尤も、緊急を要するものこそ、その内容が十全に市民に伝わるようにすべきだが）】互いに放送時間をずらせても、基本的に問題は生じないと考える。今夏の熱中症対策に関するもののような場合は、数分の差を生じても、本来の目的は達せられる。隣接する自治体間で、定時放送については、数分ずらす為の何らかの、協定を結ぶなどして、それぞれの自治体住民に、正しく放送内容が伝えられるようにすべきだと思う。

- ・時間帯を5分ずらすだけで重ならないのだから検討してほしい。

(回答)

このたびは、防災行政無線の運用に関しまして、ご意見を頂き、誠にありがとうございます。

現在小美玉市では、時報のチャイムを午前6時・正午・午後5・6時に、市からの広報放送を行う場合は、午前9時と午後1時に放送を行っております。

今回ご意見をいただきました広報放送につきましては、近隣自治体の放送時間等について確認し同時放送を避けるなどの対応を検討し、皆様に正確に情報をお伝えできるようにしてまいります。

防災行政無線につきましては、住民の皆様にも市からのお知らせだけではなく、緊急時にはいのちを守るための情報をお伝えする重要な手段でもあります。そのことを常に意識し、通常の放送時から少しでも皆様が聞き取りやすいものになるよう努力してまいりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

回答部署【防災管理課】

(件名) No. 3 歩道の整備について

【現状】

いつ	～現在まで
どこで	市内各域
何が（誰が）	メガソーラー発電施設
どうなっているか	現行は、基本的に何らの政策的方向性がないように見える。

【改善案】

いつもきれいになんて難しいと思うが、自転車や通行人のある歩道は定期的にやった方がいいと思う。それだけでなくR355は車との距離が近いので歩道は安全に確保すべき。

- ・ 国道のため市からも要請願いたい。
- ・ 市民への作業頻度説明があってもいいのではないか。

(回答)

このたびはご意見を頂き、ありがとうございます。

本件につきましては、日頃より沿線地域の皆様からも多くのご要望が寄せられており、国道355号を管理している所管部署である水戸土木事務所道路管理課に対し、市からもその都度連絡要望を致しております。

国道355号をはじめ県道の除草作業に関しましては、同事務所が業者に委託する方法で対応しておりますが、昨年の繁茂期は、委託業務の発注時期が例年より遅れたため、皆様にご迷惑をおかけしてしまったとの話しを聞き及んでおります。

このような状況を踏まえまして、市としましても、藤本様をはじめ地元住民の皆様の声をさらに強く事務所にお伝えするとともに、地元への説明など情報提供も怠らないよう要望していく所存でございますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

回答部署 【管理課】

(件名) No. 4 小美玉市不用自転車の有効活用について

【現 状】

いつ	平成 30 年 10 月 20 日
どこで	小美玉市羽鳥脇山地内 (常磐線美野里橋下)
何が(誰が)	不用自転車 (不用投棄自転車, 放置自転車) 小美玉市所管 (30. 10. 18 環境課と調整済)
どうなっているか	JR 常磐線横断橋梁 (美野里橋) 下, 橋梁保安柵内に 50~60 台の自転車が保管されています。 所定期限になると業者などに処分を依頼します。
補足 詳細 備考	・ 市民全世帯に伝わるよう市広報紙や区 (班) の回 覧等で広報する。 ・ 実施内容は所管する箇所を決める。

【改善案】

1. 市民の希望者に入札等により安価に供与することにより, 中学生など新入生への経済的支援となる。(新車価格8万円~9万円, 耐用年限10年, 使用済期間3~6年が多い。残存期間6年くらいはあり良好な状況である。
2. 定年退職者, シルバー年代の方々への日常生活への有効活用 (生活パターン広域性)
3. リサイクルの仕組みを作ってもらおうとよい。

(回答)

このたびは, 放置自転車の有効活用のご提案をいただき, ありがとうございます。さて, 美野里橋下に保管している放置自転車につきましては, 「小美玉市自転車駐車場の利用及び管理に関する条例第 6 条 3 項」の規定にもとづき, 撤去から 3 ヶ月が経過した放置自転車の処分権は市に移行しますが,

その中には盗難被害にあったものの被害届が出されていない自転車等, 放置する意図はなかったにもかかわらず回収されてしまったものが含まれている可能性もございます。そのような放置自転車を一個人へ譲渡, あるいは売却した後に, 旧所有者と新所有者との間でトラブルが発生するのを防ぐため, 譲渡及び売却について実施しない方針となっております。そのため, 美野里環境組合センターにて全ての自転車の廃棄処分を行っているところです。

市としましても, まだまだ利用可能な放置自転車が多いことは認識しておりますが, 上記の理由により, これらの放置自転車を市民の皆様にも再利用していただくことは難しいと考えております。しかしながら, 近年では個人への譲渡・売却ではなく, 自転車を分解しその部品を再利用することや, 海外への供与など, 再利用の取り組みが他の自治体で実施されてきております。本市においても, このような事例も参考にしながら, 放置自転車の有効活用について検討してまいりますので, ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

回答部署【環境課】

(件名) No.5 隣接自治体での火災に対する小美玉市サイドでの取り組みについて

○現行のものに対する提案・要望

【現 状】

いつ	平成30年1月21日夜～
どこで	茨城町小幡国道6号沿いのスクラップ置き場
何が (誰が)	団地に隣接する茨城町内のスクラップ置き場で、丸2日間以上にわたっての火災が発生
どうなっているか	夜間ということもあり、間に帯状の雑木林を挟んだ火元からは、燃え上がる炎が至近に見えるだけでなく、風向き(北風)の関係から、清風台団地方面に、煙、臭い、そして火の粉の類が飛来。団地内の各家庭では、眠れぬ夜に。翌朝、見ると殆ど家の車は、飛来した灰や黄砂状のもので、カバーされた状態に。
補足 詳細 備考	火災の元は、アルミニウム関連のもののため、通常 の消火活動ができず、延焼を防ぐための活動や、雑 木林に火が及んだ際の放水準備(道路が狭く、小型 消防車が一台入っている以外は、延々とホースを伸 ばして)の待機態勢を取るに留まっていた。夜の10 時頃から、12時過ぎまで、境界近くにて、観察して いたが、この間、一度も小美玉市の消防関係の活動 を見ることはなかった。

【改善案】

後日、出席していた、長期計画の審議会にて、訊いたところ、消防当局は連絡は取り合
ってはいたとのことだったが、何らかの形(広報車や、消防車の配置等の見える形で)
で、地域住民へ安全安心を伝えるような取り組みをすべきだったと思う。この火災では、
下手をすると、団地最北部(茨城町域)の家屋が類焼すると、次々と200軒の家屋への
延焼の恐れも有り得た。

・茨城町からの要請がなければ動けないのかもしれないが、小美玉市消防本部としても
スタンバイだけでもしてもらえると安心する。

○新しい事業などの提案

どういう事業?	隣接自治体との消防、防災活動における連携の在り 方を、整備し(既にされていると思うが)、それを 何らかの方法で、住民に見える形で周知する。 (消防本部のホームページに見つけれず)
なぜ必要か、必要と 感じた場面は?	消防関係者には、住民は日常的に、様々な形でお世 話になっており、感謝しているが、今般の様な不安 な眠れぬ夜を過ごす事になる状況の時こそ、その存 在をより明確にすれば、信頼度合いも一層深まるの ではと、感じた。

(回答)

この度のご提案についてお答えいたします。

まずは茨城町で発生した火災で、当消防本部の活動に不十分な点があり、周辺住民の皆様にご不安な思いをさせてしまいましたこととお詫び申し上げます。

本火災は平成30年1月21日の午後20時30分頃、隣接する茨城町のスクラップ置場で発生し、茨城町の消防本部と消防団が火災防ぎょ活動を行いました。当消防本部には翌日の午前11時45分頃に茨城町消防本部から、火災の発生と、風向きにより隣接する清風台団地や西郷地区側に煙が流れるかもしれないとの情報を頂きました。この段階では当消防本部に応援の要請はありませんでしたが、当消防本部としては清風台団地や西郷地区など美野里地区を管轄する美野里消防署の消防隊が現状確認のため出動いたしました。出動途上、西郷地区内では特に異常はなく、その後清風台団地内を巡回し臭いや火災現場上空の白煙は確認いたしました。火災は確認できず、周囲に多数の消防車が臨場していたこと、この段階でも茨城町消防本部から応援要請がなかったこと、また茨城町消防本部で清風台団地内や周囲への広報活動を実施しているとの情報もあったことから美野里消防隊による活動は不要と判断し現場を引き揚げ、署に戻り通常の待機体制をとりました。

この度は冒頭でもお伝えしたとおり、隣接自治体との応援協定の周知や災害発生時の住民に対しての広報活動など、当消防本部の活動に不十分な点があったことを反省し、今後の活動や情報提供のあり方について検討し市民生活の安心に努めたいと思います。

回答部署【消防本部】

(件名) NO.6 住宅地域内における積極的低速走行制御について

【現状】

どういう事業？	市内の住宅団地や、住宅街における、積極的な交通事故防止対策を。特に、通り抜けに住宅地を通行する一般車両（運転手）に対して、速度を積極的に減速させるための道路構造に！
なぜ必要か、必要と感じた場面は？	数年前に漸く、小生の居住する清風台団地内の道路に、30km/hrの制限標識が整備されたが、団地住人以外の通り抜け車両が、かなりな速度で、走行する。漸く、若い人達の居住も進み、子供達の声がよく聞こえるようになったが、交通事故の心配が。他の団地や、住宅地を訪れても、似たような状況にある。少子高齢化の時、折角の子供達に何かあってからでは遅い。

清風台団地は、国道6号と旧道に挟まれており、それぞれの制限速度が、50km/hrと40km/hrに対し、団地内に速度規制が無いため、60km/hr（または、それ以上）で走行する通り抜け車が多数あっても、それに対応する手立てが無い等の、理不尽な状況下にあった。小生が、最初に団地役員になった、2007年度来、市役所や警察に何度か自治会として、区長さんを介して、お願いしてきていたが、その5年後くらいに、漸く現在の30km/hr制限に。

最近では、日本各地の住宅地や住宅団地内の道路は、積極的な速度低減の仕組みが取られるようになってきている。例えば、①部分的に道路幅を狭める、②道路の一部を盛り上げる、③道路路面に立体的なハンプに見えるような図を描く、④合成樹脂や、ゴム製のハンプを設置する等の様々な取り組みがなされている。費用の点から、大大掛かりな道路路面の改造は、直ぐには着手しにくいですが、④のハンプの設置は、比較的工事や、資材の入手が容易で、且つ、自動車走行にも危険度は少ない。これらを市内の該当する住宅地内市道に設置し、少しでも、交通事故（特に子供たちの）を事前に防ぐ対応を望む。

・車がスピードを出せない工夫などはあるのか。

(回答)

この度は、住宅地内の交通安全対策についてご意見をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在小美玉市では交通安全対策として、公安委員会への要望活動やボランティアによる安全運転啓発活動及び、子どもたちの登下校時の見守り活動を中心に行っております。

近年では、北村様のご指摘のとおり住宅団地内の車両通行について、さまざまな要望が地元区長からあがっております。これに対して、石岡警察署をとおして茨城県公安委員会へ横断歩道や停止線等を設置する交通規制の要望やボランティアによるパトロール、警告看板やのぼり旗設置等を実施しております。

また、道路構造の改善についても、特に危険なところは、グリーンベルトの設置・イメージハンプの設置など視覚効果による対策を行っております。その他の対策として道路幅員狭小化やハンプ設置などによる強制的な速度抑制方法がございますが、これらの対策は、車両

の通行速度を減速させるのに非常に有効である反面、住民にとっては道路幅員狭小化による通行困難やハンプ設置による騒音問題など生活しづらい環境となってしまう問題がございます。このような道路構造の改善については、地区内での合意形成を十分にはかっている必要がございます。

いずれにしても、車両の運転については、ドライバーのマナーやモラルによるところが大きく、このような問題に対しては行政だけでは十分に対応できない部分があり、住民のご理解・ご協力が不可欠であります。市民協働の観点からも、安全な地域社会をつくるため、皆様のご協力をお願いいたします。

貴重なご意見をありがとうございました。今後ともお気づきの点がありましたら、ご意見をお送りください。

回答部署【防災管理課】

(件名) No.7 納場小学校の信号機移設について

【現 状】

いつ	平成 31 年 2 月
どこで	納場小学校前
何が (誰が)	信号機の移設について
どうなっているか	小美玉秘広第 29 号を参照してください
補足 詳細 備考	平成 27 年 6 月回答について

【改善案】

小美玉秘広第29号の回答

「教育委員会としても、市役所の関係課と連携を図り警察署へ移設について働き掛けてまいりたいと存じます」と回答があります。

移設の様子は全然ありません。その後のフォローはどうなっているのでしょうか。

*詳細は小美玉秘広第29号を参照願います。

(回答)

本件について、納場小学校に正門付近の登下校状況と歩行者用信号機の利用状況を確認したところ、以下のような報告がありました。

- ・児童は、学校側の歩道を通行し、正門から校内に入っている。
- ・現在設置されている歩行者用信号機を使用するケースはほとんどない。
- ・農村婦人の家脇の駐車場が拡大・整備され、保護者の送迎等もこちらの駐車場を利用している。児童、園児はそこから信号機のない横断歩道を使用し、学校に入っている。

上記の状況から、学校としても、利用頻度と児童園児の安全を最優先し、歩行者用信号機の移設を毎年、要望しているとの報告がありました。

また、石岡警察署に、本件について、確認したところ移設の条件も含めて再調査するとの回答がありました。

教育委員会指導室としても、市関係機関と連携を図り、石岡警察署への働きかけを続けてまいりたいと思います。

回答部署【教育委員会 指導室】

(件名) No. 8 少額還付金の任意寄付制度について

○新しい事業などの提案

どういう事業？	少額還付金の任意寄付制度の導入
なぜ必要か、必要と感じた場面は？	現在、様々な形で発生する、市から市民への、還付金に就いては、どんな少額でも、市役所としては、(もし、変わっていなければ) 当該市民への還付を行わなければならない。 実際、以前、何度か通知を受け市役所に出向き、所定の手続きを行い、銀行口座に振り込まれたことがある。 その際、かなりな少額だったので、それを放棄し、少しでもお役に立てないかを尋ねたところ、如何なる金額でも、市としては、そうせざるを得ないと言う事であった。

- ① チリも積もれば山となるで、少しでも市の財政に寄与できるかも。
- ② 還付に関わる諸手続きを軽減できる。
- ③ 還付に関わる諸費用の軽減にもつながる。
- ④ 対象となる市民も、その少額の為に、態々市役所/支所などに足を運ばなくても済む。

- ・ 金額的には、例えば、¥1,000 に満たない場合とか、¥500 以下とか、要検討。
- ・ 還付金のお知らせに、意向確認の為、還付金放棄(寄付)の同意葉書を同封する。
- ・ 振込みで対応したり、ある程度の期間を待って取りにこなければ、市で処理してはどうか。

(回答)

「少額還付金の任意制度寄付制度」のご提案，誠にありがとうございます。

市税等の還付事務に関しましては、地方税法第 17 条（過誤納金の還付）で「地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金（過誤納金）があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならない。」と定められており、金額にかかわらず納税者に還付することになります。

以上のことから、納税者に返金することが原則となりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

回答部署【税務課】

○**現行のものに対する提案・要望の場合**

【現 状】

どうなっているか	市役所内に於ける、外国語（英語、他）での対応能力は、現状どうなっているのか？ 以前、聞いた処では、二人（うち一人は、観光協会から）とか聞いた覚えがあるが.....。
----------	--

○**新しい事業などの提案の場合**

どういう事業？	何らかの形で、市職員の外国語能力の底上げを図るプロジェクトなり、インセンティブなりで、市職員（もそうだが、市全体で）対象の仕組みや計画を。特にベースとなる英語（そして、中国語、ヴェトナム語などの他の言語も）を。 また、市民に依る、日常的応援部隊を組織し、様々な状況下での、市役所との連携なども思考したい。
なぜ必要か、必要と感じた場面は？	現在、開始されたばかりのダイヤモンドシティー計画を指向して行く上でも、その時だけ対応ベースの外国語対応では、応じきれない状況に近い将来出来る可能性が大であり、昨年度の審議会の際に聞いた説明では、正直、大変心細い状況にある。 昨年末に開催された、「国際交流ひろば」では、参加者だけでも、非常に多数の、そして様々な人種/国/地域からの、外国の人々が楽しんでくれていた。残念ながら、一部を除き、それらの人々と十分なコミュニケーションを持てるレベルの範囲が限られていた。

○**フリースペース**

今後、東京五輪だけではなく、様々な形での、外国人の増加が見込まれる中、我が小美玉市でも、既に1,300名を超える外国人登録がなされており、彼らの日常生活での様々な状況に於いての市役所が関与するケースが目に見えて増加するのは、避けられない。それに対応できる人材や、体制作りは、いざその時になった時に、作り上げるのでは、遅すぎる。時間が掛かるものであり、可及的速やかに、その様なプロジェクトを立ち上げるべきかと考える。

勿論、市民一般や、学生の方々にも、政府主導で、小学生から英語を学ばせることになっているが、果たして、それで対応可能か非常に疑問である。例えば、誰が、小学生に英語を教えるのか？ 外国人教員を宛がえば済む問題ではない。

- ・市職員の外国語能力の底上げを図るべきだと思う。
- ・英語だけでなく中国語などの対応も必要かと思う。

(回答)

ご提案，誠にありがとうございます。

残念ながら，市役所内における通訳専属の職員は現在配属されておられませんので，外国人の対応は個人の語学力に頼っている状況です。英語であれば多少対応できる職員がおりますが，その他の言語（中国語，ベトナム語等）については，実際のところ会話でのコミュニケーションは困難となっています。

ただ，外国人のお客さまが片言でも日本語を話せたり，日本人や英語の話せる外国人の仲間と来られたり，携帯を使用して研修先や勤め先等の日本人に通訳をしてもらうなど何らかの方法をとっているので，言葉がわからなくて困ってしまうということはあまりありませんでした。

しかしながら，北村様のご指摘のとおり，今年4月1日から出入国管理及び難民認定法の一部改正により在留資格の新設がなされるなど，今後も外国人の増加が見込まれますので，市役所でも英語を始めとするさまざまな言語でのコミュニケーション能力及びその対策が必要になると感じております。

市民課ではこのようなことから，窓口に備える申請書や案内書等の英語版を作成しているところです。

今後は，状況を見ながら英語版以外の申請書等の作成も検討していきたいと考えています。

また，ご提案がありましたように市民による「応援部隊」が組織され，さまざまな状況下でご支援いただけるということであれば，通訳等をお願いすることができ，外国人のお客さまの不安やご負担を軽減できると思われます。

これに関しましては，国際交流を担当している市民協働課と連携し，国際交流協会に結集している市民団体，及び国際交流人材バンクに登録している方々と早々に協議・相談させていただき，対応方法や体制の構築，併せてAI ロボット等の導入などを検討したいと考えています。

さらには，市役所職員の外国語コミュニケーション能力の向上についても，庁内研修担当課に定期的な研修会の実施を要望したいと思います。

北村様におかれましても，ご理解の上ご協力を賜りますようお願いいたします。

回答部署【市民課】